

始良中央地区合併協議会

第7回会議



湯けむり広場パライソ



国民休養地 シンフォニーコテージ

平成15年8月28日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第7回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年8月28日(木)午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事
 - (1) 報告第11号 新市まちづくり計画提言について …………… 3P
 - (2) 報告第12号 新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について
 - (3) 報告第13号 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について
 - (4) 報告第14号 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について
- 5 次回の協議事項について(提案説明)
 - (1) 協議第9号 慣行の取扱いについて(協定項目20) …………… 4P
 - (2) 協議第10号 病院関係事業の取扱いについて(協定項目25—26) ……… 11P
- 6 その他(次回の会議日程等の連絡)
- 7 閉 会

<配布資料>

- ・ 第7回会議資料
- ・ 住民アンケート調査結果集計表
- ・ 先進地研修視察資料(八代地域市町村合併協議会・玉名地域1市8町合併協議会)
- ・ まちづくりフォーラム提言集

<当日配付資料>

- ・ 報告第12号 新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について
- ・ 報告第13号 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について
- ・ 報告第14号 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について
- ・ まちづくり提言報告会パンフレット

<次回の協議会の開催日程>

第8回協議会は、9月10日(水)午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。なお、開催日が**水曜日**になりますので、お間違いのないようお願いいたします。

諸 般 の 報 告（協議会の行事や事務局の動き）

期 日	内 容	備 考
8月12日（火）	第6回協議会 第1回新市名称検討小委員会 第1回新市事務所位置検討小委員会 第1回議会議員の定数及び任期検討小委員会 公営企業専門部会（病院）	総務班 計画班 調整班 調整班
8月18日（月）	協議会委員研修視察Ⅰ班（八代地域市町村合併協議会） 第2回企画分科会 第2回男女共同参画分科会	調整班 調整班
8月19日（火）	第5回まちづくりフォーラム会議	計画班
8月20日（水）	協議会委員研修視察Ⅱ班（玉名地域合併協議会）	
8月21日（木）	第6回ワーキング会議 第1回人事分科会 第2回社会福祉協議会合併協議会	計画班 調整班 調整班
8月22日（金）	第7回幹事会 第1回企画専門部会 第1回消防防災分科会 戸籍・住基分科会	調整班 調整班 調整班
8月25日（月）	専門部会・分科会の協議・運営等説明会 （国分市、隼人町、横川町、霧島町、溝辺町、牧園町） 第3回電算情報部会・電算分科会	調整班 調整班
8月26日（火）	専門部会・分科会の協議・運営等説明会 （国分市、隼人町、横川町、霧島町、溝辺町、牧園町） 第2回総務専門部会	調整班 調整班
8月27日（水）	第3回企画分科会	調整班
8月28日（木）	第7回協議会 第2回新市名称検討小委員会 第2回新市事務所位置検討小委員会 第2回議会議員の定数及び任期検討小委員会 第2回企画専門部会	総務班 計画班 調整班 調整班
8月29日（金）	第2回合併協議会事務局長等会議	
9月 2日（火）	農業委員会会長・事務局長会議 第7回ワーキング会議	調整班 計画班
9月 3日（水）	養護施設分科会	調整班
9月 4日（木）	第8回幹事会 第2回新市事務所位置検討小委員会	計画班
9月 6日（土）	まちづくりフォーラム提言報告会（溝辺町：みそめ館）	計画班
9月 9日（火）	第1回フォーラム意見交換会	計画班
9月10日（水）	第8回協議会 第4回新市事務所位置検討小委員会 第3回議会議員の定数及び任期検討小委員会	計画班 調整班

※ 網掛け部分は、今後の予定です。

新市まちづくり計画提言について

1市6町の住民代表35名で構成するまちづくりフォーラムは、新市まちづくり計画策定に関連して住民自身が長期的視点に立ち、新市のあるべき姿を展望しながら、まちづくりについて提言をまとめましたので、フォーラム運営要領第8項に基づき、下記により報告する。

平成15年8月28日提出

まちづくりフォーラム
代表 増水紀勝

記

別紙まちづくりフォーラム提言集のとおり

新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

新市名称検討小委員会の第1回会議を8月12日に、第2回会議を8月28日に開催したので、新市名称検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成15年8月28日提出

始良中央地区合併協議会
新市名称検討小委員会
委員長 林 麗 子

記

別紙、第1回新市名称検討小委員会協議報告書及び第2回新市名称検討小委員会協議報告書のとおり

第1回新市名称検討小委員会協議報告書

開催日時 平成15年8月12日(火)午後2時25分～午後4時

開催場所 国分シビックセンター議会棟第3・4委員会室

出席委員 小久保委員、秋峯委員、延時委員、道祖瀬戸委員、森山委員、山口委員
湯前委員、上村委員、新村委員、徳永委員、松山委員、狩集委員
砂田委員、児玉委員、林委員

欠席委員 諏訪委員

1. 役員選出について

役員選出については、第1回目の会議で、新市名称検討小委員会設置規程第4条第2項の規定により、委員の互選の結果、以下のとおり決定した。

- 委員長 林 麗子 (広域枠：学識経験者)
- 副委員長 小久保明和 (国分市：学識経験者)

2. 小委員会の役割について

小委員会の役割については、当小委員会に付託された事項の①新市名称の選定方法に関する事、②新市名称の選定基準に関する事、③新市名称の候補の選定に関する事、④新市名称の募集要項に関する事、⑤その他新市名称の選定に関し必要な事項について、調査及び審議することを確認した。

3. 新市名称候補の選定方法について

「既存の市町名の取扱い」、「選定方法」、「手順」について、他の法定協の事例も含め説明を受けた。既存の市町名の取扱いについては、特に慎重に審議する必要があることから、これを含めて次回の会議で決定することを確認した。

4. 新市名称選定基準について

新市名称の選定にあたっての基本的な考え方について、事務局から説明を受けた。「既存の名称の取扱い」との関係もあることから、「名称の選定方法」と同様に次回の会議で決定することを確認した。

5. 新市名称の公募実施等について

公募を行う際の考え方について事務局から説明を受けた。公募開始日を9月16日としているが、協議会の了承が必要であれば、小委員会の審議スケジュールに無理があるのではないかとの意見があり、次回の会議を8月28日午前10時から開催し、公募実施等について審議のうえ、決定することを確認した。

6. 新市名称募集要項について

募集要項についても、5と同様次回の会議で決定することを確認した。

7. 小委員会の審議スケジュールについて

第2回小委員会は、5の協議により決定した8月28日午前10時から開催することとし、第3回以降は原則協議会終了後に行うことで確認し、審議スケジュール原案どおり決定した。

8. 新市名称検討スケジュールについて

第2回小委員会までの審議内容及び決定事項について、8月28日開催の第7回協議会に報告することに決定し、第3回小委員会以降の審議決定事項については、11月13日予定の第12回協議会以降において随時報告し協議することで原案どおり決定した。

9. 他の協議会の事例研究について

事務局から先進事例の説明を受け、今後これらを参考に審議・協議することを確認した。

10. 協議会への報告等について

小委員会の協議経過及び結果については、小委員会設置規定第7条により、随時協議会に委員長が報告することを確認した。

11. 次回の会議日程等について

7で決定した8月28日午前10時から開催することを確認した。

以上、報告いたします。

平成15年8月28日

始良中央地区合併協議会
新市名称検討小委員会
委員長 林 麗子

第2回新市名称検討小委員会協議報告書

開催日時 平成15年8月28日(木) 午前10時00分～午前11時20分

開催場所 国分シビックセンター議会棟第3・4委員会室

出席委員 小久保委員、諏訪委員、秋峯委員、延時委員、道祖瀬戸委員、山口委員、湯前委員、上村委員、新村委員、徳永委員、松山委員、狩集委員、砂田委員、児玉委員、林委員

欠席委員 森山委員

第1回会議において、次回会議で決定することとされた既存の市町名の取扱い等について審議し、以下のとおり決定した。

1. 新市名称候補の選定方法について

新市の名称については、1市6町の名称を含め制限なしで公募することとし、公募結果を本小委員会では新市名称候補3点程度を選定し、協議会に報告することを確認した。

ただし、条件として、名称公募においてはオープン(制限無し)とするが、小委員会における選定協議においては、各委員においては私見にとらわれることなく新市の将来を見据えて、公明正大な観点により判断されることを条件とすることが確認されました。

2. 新市名称選定基準について

既存の1市6町の名称を含め、新市の名称は制限せず採用すること、それ以外については、当初案のとおりとすることを確認した。

3. 新市名称の公募実施等について

今回の会議の結果について協議会の了承を得られれば、公募開始日を9月16日とすること、それ以外については、当初案のとおりとすることを確認した。

4. 新市名称募集要項について

既存の1市6町の名称を含め、公募は制限なしで行うこととし、それ以外については当初案のとおりとすることを確認した。

5. 次回の会議日程等について

11月13日協議会開催前に開催することを確認した。

以上、報告いたします。

平成15年8月28日

始良中央地区合併協議会
新市名称検討小委員会
委員長 林 麗子

新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について

第1回新市事務所位置検討小委員会会議を8月12日に開催したので、新市事務所位置検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成15年8月28日提出

始良中央地区合併協議会
新市事務所位置検討小委員会
委員長 八木幸夫

記

別紙、第1回新市事務所位置検討小委員会協議報告書のとおり

第1回新市事務所位置検討小委員会協議報告書

開催日時；平成15年8月12日（火）午後2時30分～午後3時
開催場所；国分シビックセンター多目的ホール
出席委員；全委員出席

1. 役員選出について

役員選出については、新市事務所位置検討小委員会設置規程第4条第2項の規定により、委員の互選の結果、委員長、副委員長は以下のとおり決定した。

- 委員長 八木幸夫（広域枠・学識経験者）
- 副委員長 今島 光（溝辺町・学識経験者）

2. 小委員会の役割について

小委員会の役割については、新市の事務所の位置候補地の選定に関する事、事務所の設置方式に関する事、庁舎建設の是非に関する事、その他事務所の位置の選定に関し必要な事項について、調査及び審議を行うことを本会の役割として今後委員会を進めていくことを確認した。

また、小委員会の設置期間については、平成15年9月を協議月として8月から9月までの間に5回程度開催し、協議が整うまでの間設置することも確認した。

3. 新市事務所位置候補地の選定について

1市6町のエリアと各市町の現在の事務所の位置を示した図面を示し、今後7市町間の庁舎の距離、所要時間、公共交通機関運行状況、交通事情（道路網）、他の官公署及び人口重心等の資料により、第3回小委員会で研究、審議することを確認した。

4. 新市事務所位置設置方式について

新市事務所設置方式については、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の3つの方式の特徴、メリット、デメリットについて事務局調査資料により説明を受け、委員から先進地事例の資料提出を求められたので、事務局で作成の上、次回小委員会に提出して調査研究を進めていくことを確認した。

5. 庁舎建設の是非について

現在における、各市町の本庁舎及び支所の状況、附属建物の状況、職員の状

況等について事務局調査の資料により説明を受け、今後調査研究を進めていくことを確認した。

6. 小委員会の審議日程について

第1回小委員会から第4回小委員会までの審議日程、審議内容について事務局から説明を受け、審議日程は第3回小委員会を除き、原則協議会終了後に行うことで確認し、原案のとおり決定した。

7. 新市事務所位置検討小委員会スケジュールについて

小委員会のスケジュールについては、「新市の事務所の方式」、「庁舎建設の是非」、「新市の事務所の位置」等について第3回小委員会までの研究と意見交換を踏まえて第4回小委員会で審議決定を行い、報告書を作成して9月25日予定の第9回協議会で事前提案、10月9日予定の第10回協議会で協議するというスケジュール原案のとおり決定した。

8. 他の協議会の事例研究について

事務局より、新市事務所位置の選定結果等について県外の先進事例と、県内の法定協議会の新市事務所位置検討の方法等の説明を受け、今後これらを参考に調査研究を進めていくことを確認した。

9. 協議会への報告について

第1回小委員会の決定事項については、小委員会規程第7条の規定により、8月28日開催予定の第7回協議会で委員長から報告を行うことで確認した。

10. 次回の協議事項について

審議日程に基づき、次回は8月28日予定の第7回協議会終了後に「新市の事務所の方式」、「庁舎建設の是非」について協議することで確認した。

以上、報告いたします。

平成15年8月28日

始良中央地区合併協議会
第1回新市事務所位置検討小委員会
委員長 八木幸夫

議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

第1回議会議員の定数及び任期検討小委員会会議を8月12日に開催したので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成15年8月28日提出

始良中央地区合併協議会
議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 原田 統之介

記

別紙、第1回議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書のとおり

第1回議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書

開催日時：平成15年8月12日（火） 午後2時30分～午後3時
開催場所：国分シビックセンター議会棟3F 全員協議会室
出席委員：全委員出席

1. 役員選出について

役員選出については、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第4条第2項の規定により、委員の互選の結果、委員長、副委員長については以下のとおり決定した。

- 委員長 原 田 統之介（広域枠・学識経験者）
- 副委員長 宮 田 揮 彦（霧島町・学識経験者）

2. 小委員会のスケジュールについて

小委員会のスケジュールについては、事務局の提案のとおり進めていくことで承認した。

3. その他

（1）協議会への報告等について

第7回協議会へは、委員長が本日決定した役員名と今後のスケジュールについて報告を行うことで承認した。

（2）次回に協議事項について

次回の協議は、「特例法の適用も含めた選択方法の内容説明」について、平成15年8月28日に開催し、資料は協議会資料と一緒に発送することを承認した。

以上報告いたします。

平成15年8月28日

始良中央地区合併協議会

議会議員の定数及び任期検討小委員会

委員長 原 田 統 之 介

慣行の取扱いについて(協定項目20)

慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定める。
- 2 宣言は、新市において調整し、新たに制定する。
- 3 表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。
- 4 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。

平成15年9月10日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	18 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定める。</p> <p>2 宣言は、新市において調整し、新たに制定する。</p> <p>3 表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。</p> <p>4 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。</p>	

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>市民憲章（昭和40年11月1日制定）</p> <p>国分市市民憲章を次のように定める。</p> <p>1 わたしたち国分市民は みんなが希望にもえながら、明るく平和なまちをきぎます。</p> <p>1 わたしたち国分市民は みんなまじめにはたらいて、伸びゆく豊かなまちをきぎます。</p> <p>1 わたしたち国分市民は みんな力をだしあって、美しくすこやかなまちをきぎます。</p> <p>1 わたしたち国分市民は みんな家庭づくりにいそしんで、楽しくしあわせなまちをきぎます。</p> <p>1 わたしたち国分市民は みんな秩序をよく守り、正しく住みよいまちをきぎます。</p> <p>「市の花」（平成7年2月1日制定） 市花：ハナタバコ、コスモス</p> <p>「市の木」（昭和47年4月14日制定） 市木：クロガネモチ</p> <p>宣言 「道義高揚都市」宣言 （昭和44. 10. 4）</p>	<p>町民憲章（昭和44年4月1日制定）</p> <p>私たちは、遠い祖先より受け継いだみどりの山河、美しい人情、歴史に輝く伝統を背景として、郷土愛と、たくましい生活意欲をもって、住みよい豊かな溝辺町を建設するためにこの憲章を定めます。</p> <p>一、心を合わせて 平和な町を築きます。 一、きまりを守り 住みよい町を築きます。 一、生活を工夫し 豊かな町を築きます。 一、体をきたえ 明るい町を築きます。 一、楽しい家庭をつくり しあわせな町を築きます。</p> <p>町の花、木（昭和46年2月指定） 町花：梅の花 町木：棕櫚（しゅろ）の木</p> <p>宣言 「溝辺町青少年育成の町」宣言 （昭和54. 11. 24） 「増健の町みぞべ」宣言 （昭和58. 10. 10）</p>	<p>町民憲章（平成12年10月制定）</p> <p>私たちは、先人の尊い遺産と伝統を受け継ぎ、横川町民であることに誇りと責任をもち、愛する横川をいっそう明るく魅力ある住みよいまちにするために、この憲章を定めます。</p> <p>（憲章の内容） 横に広く、縦に深い交わりをもって、明るく住みよいまちをつくります。</p> <p>川の恵みと美しさを活かし、豊かで健康なまちをつくります。</p> <p>町の歴史と伝統を大切にし、文化の香り高いまちをつくります。</p> <p>町の花、木（平成12年10月決定） 町花：さくら 町木：けやき</p> <p>宣言 「平和を引き継ぐ町」宣言 （平成10. 8. 6）</p>	<p>町民憲章（昭和55年10月25日制定）</p> <p>牧園 わたしたちの町 多くの祖先が 汗で築き伝えた わたしやあなたの ふるさと 水清く みどりあふれるいで湯の町 美しい自然と神話の里 牧園 わたしたちは 更に力を合わせ 心豊かで 明るい未来をつくることをねがい この憲章の実践につとめます</p> <p>1. わたしたちはすすんで学び教養を高め文化の町をつくります 1. わたしたちは互いにいたわりあい健康で明るい家庭をつくります 1. わたしたちは生産のよきこびを胸に未来に向けて汗を流します 1. わたしたちは雄大な霧島の自然を愛しあたたかい心で旅人を迎えます 1. わたしたちは心をつなげて活気に満ちた住みよい郷土を築きます</p> <p>町の花、木、鳥（昭和58年10月14日指定） 町花：ミヤマキリシマ 町木：もみじ 町鳥：ホオジロ</p> <p>宣言 「非核自治体」宣言 （平成9. 6. 25）</p>

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>名誉市民表彰 (名称) 国分市名誉市民表彰 (目的) 市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進又は産業文化の進展に寄与し、もってひろく社会の進歩発展に貢献し、その功績が顕著であると認められるものに名誉市民の称号を贈る。 (内容) 市長は名誉市民の称号を贈りその事績を公表して顕彰する。 (事務手順) 1 市長は該当するものに対して議会の同意を得て名誉市民の称号を贈る。 2 名誉市民に対して以下の特典又は待遇を与える。 (1) 公の式典への参列 (2) 死亡の際の公葬及び弔慰金の贈呈 (3) 市長が必要と認める年金の支給その他の特典又は待遇 3 名誉市民が本人の責に帰すべき行為によって名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認めるときは、議会にはかつて名誉市民であることを取り消すことができる。</p>	<p>名誉町民表彰 (名称) 溝辺町民表彰条例 (目的) 地方自治、教育文化、社会福祉、産業経済等によって町民福祉に貢献し、特に功績顕著な者の表彰について、必要な事項を定め、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。 (推挙の基準) 上記目的に掲げる功績が特に顕著であり、名誉町民（一類功労者）として終生その榮譽をたたえるに足ると認める者 (推挙の方法) 町長は、議会の同意を得て決定し、功労章、表彰状及び記念品を贈呈する。 (礼遇) ・町の公の式典への参列 ・町の公の施設、財産、公営企業、その他使用料の減免 ・死亡の際の弔詞、弔花及び弔慰金の贈呈 ・年金の支給 ・その他町長が必要と認める特典又は待遇</p>	<p>名誉町民表彰 (名称) 横川町表彰条例 (目的) 町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。 (内容) 一類功労表彰は、町政振興に寄与した功績が特に顕著であり、終生その榮譽をたたえるに足りると認める者を議会の同意を得て、町長が行う。 (表彰方法) 一類功労表彰は、功労章、表彰状及び記念品を贈呈する。 (特別待遇) 一類功労者には、次の特典及び待遇を与えることができる。 ・町の公の式典への参列 ・死亡の際の弔詞並びに弔慰金の贈呈 ・その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p>	<p>名誉町民表彰 (名称) 牧園町名誉町民条例 (目的) 町民又は本町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進、又は社会公益上偉大な貢献をした者で、次の一に該当し、郷土の誇りとして町民の尊敬に値すると認められる者にその称号を贈り、これを顕彰する。 1 牧園町振興に著しく貢献した者 2 公共の福祉増進に著しく貢献した者 3 社会公益上偉大な貢献をした者 (推挙の方法) 町長は、議会の同意を得て推挙顕彰し、牧園町名誉町民章を贈呈する。 (特典又は待遇) ・町の公の式典へ招待すること ・町長が必要と認める町の施設の使用に関する使用料、手数料を減免すること ・名誉町民としての榮譽を維持するため、その生活に対する待遇を供与すること ・弔慰、弔花、弔慰金を贈呈すること ・その他町長が必要と認める待遇を与えること</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	18 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	1 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定める。 2 宣言は、新市において調整し、新たに制定する。 3 表彰制度は、新市において新たな制度を創設する。 4 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整する。	

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>町民憲章（昭和43年11月3日制定）</p> <p>私たちは史と景に恵まれた霧島の町民であることに誇りをもち、霧島町がさらに健やかに伸びゆくことを願って、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 楽しい家庭を築き、明るい家庭を作ります。 2. 心をあわせて、きれいな町をつくります。 3. 元気で働き、豊かな町をつくります。 4. きまりを守り、住みよい町をつくります。 5. 教養を高め、伸びゆく町をつくります。 <p>町の花（昭和48年3月） ミヤマキリシマ</p> <p>町の木（昭和46年2月） アカマツ</p> <p>宣言 「交通安全宣言の町」 （昭和48. 4. 1） 「シートベルト・ヘルメット着用推進の町」 （昭和59. 2. 19） 「飲酒運転追放宣言」 （平成2. 12. 19）</p>	<p>町民憲章（昭和40年12月15日制定）</p> <p>私たちは、隼人町民であることに誇りをもち、みんなで平和な住みよい町をつくるため、すすんで次のことを行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私たちは、心をあわせ、美しい町をつくります。 2 私たちは、きまりを守り、明るい町をつくります。 3 私たちは、よく働き、豊かな町をつくります。 4 私たちは、体をきたえ、健康な町をつくります。 5 私たちは、教養をたかめ、文化の町をつくります。 <p>町の花（昭和45年9月22日） カンナ</p> <p>町の木（昭和45年9月22日） 山つばき</p> <p>宣言 「非核都市」宣言 （昭和60. 8. 1） 「人権尊重の町」宣言 （平成10. 3. 27）</p>	<p>町民憲章（昭和53年4月1日）</p> <p>わたしたちは恵まれた自然と古い歴史の中につちかわれた豊かな人情と美しい郷土に誇りをもち、住みよい福山町を築くためにこの憲章を定めます。</p> <p>(憲章の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 わたしたちは心身ともに健康あふれる町をつくります。 1 わたしたちはきまりを守り明るい町をつくります。 1 わたしたちはよく働き心豊かな町をつくります。 1 わたしたちは教養と文化の高い町をつくります。 1 わたしたちは思いやりのある住みよい町をつくります。 <p>町の花、木 町花：ヤマツツジ 町木：イヌマキ</p> <p>宣言 「重度心身障害児愛護の町」宣言 （昭和41. 3. 15） 「非核都市」宣言 （昭和61. 9. 26）</p>	調整内容のとおり

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>名誉町民表彰 (名称) 霧島町名誉町民条例 (目的) 町民又は本町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は学術技芸の進展に寄与し、もってひろく社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者に、名誉町民の称号を贈る。 (内容) 町長は議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。 (特典又は待遇) 名誉町民に対して次の特典又は待遇を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の公の式典への参列 ・名誉町民年金 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・名誉町民年金(年額) 200,000円の支給 ・その他町長が必要と認める待遇 <p>(名誉町民の取消) 名誉町民が本人の責に帰すべき行為によって名誉を失墜し、町民の尊敬を失ったと認めたときは、町長は議会の同意を得て名誉町民であることを取消することができる。</p>	<p>名誉町民表彰 (名称) 隼人町名誉町民条例 (目的) 町民又は本町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は学術技芸の進展に寄与し、もってひろく社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者に、隼人町名誉町民の称号を贈る。 (選定) 町長は議会の同意を得て決定する。 (特典又は待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の公の式典への参列 ・町長の定める町の施設の利用に関する使用料及び手数料の減免 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・名誉町民年金(年額) 100,000円の支給 ・その他町長が必要と認める待遇 <p>(選考委員会の組織) 選考委員会は、助役、収入役、教育長、議会議長、教育委員会委員長、社会福祉協議会会長及び公民会連絡協議会会長をもって組織し、その都度町長が委嘱する。 (通知) 名誉町民を決定したときは、書面をもって速やかにその旨を当該名誉町民に通知する。 (公表及び顕彰) 名誉町民の事績は町広報で公表し、名誉町民称号証及び名誉町民章を贈呈して顕彰する。 (名誉町民の取消) 名誉町民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を失ったと認めたときは、町長は議会の同意を得て名誉町民であることを取り消すことができる。</p>	<p>名誉町民表彰 (名称) 福山町名誉町民条例 (条件) 町民又は本町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は学術技芸の進展に寄与し、もって社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者に、称号を贈る。 (選定) 名誉町民は町長が議会の同意を得て決定する。 (特典・待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の公式の式典への参加 ・町長の定める町の施設の使用に関する使用料手数料の減免 ・年金(年額) 100,000円を支給する。 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その他町長が必要と認める待遇 <p>(選考委員会) 名誉町民を選考するために選考委員会を置く。 (選考委員会の組織) 選考委員会は、町長、助役、教育長、町婦人会長、社会福祉協議会会長、公民館長代表をもって組織し、その委員は必要の都度町長が任命する。 (年金支給) 年金は、名誉町民の称号を送った月をもって支給する。</p>	<p>調整内容のとおり</p>

※新設合併の場合

■篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

■西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

■さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

■あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

※編入合併の場合

■潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

■新潟市

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3) 行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。

先進事例 No.2 (市章決定時期の例)

☆新市(町)発足前に決定したもの

新市町名	合併期日	合併議決日	公募要領及び選定方法、時期など
静岡市	H15. 4. 1	H14. 4. 18	H14. 11. 15～12. 13 まで公募 H15. 2. 24～3. 9 まで市民投票 H15. 5. 29 新市誕生式典にて市章発表
宗像市	H15. 4. 1	H14. 6. 26	H14. 9. 1～10. 15 まで公募 H14. 12. 1～12. 25 まで住民投票

☆新市(町)発足後に決定した(する)もの

新市町名	合併期日	合併議決日	公募要領及び選定方法、時期など
南アルプス市	H15. 4. 1	H14. 10. 21	H15. 6. 20 まで公募 H15. 8. 20 まで市民投票実施
神流町	H15. 4. 1	H14. 9. 12	H15. 6. 30 まで公募 H15. 7. 2 最終選考審査 H15. 7. 12 神流町誕生記念式典時発表
山県市	H15. 4. 1	H14. 10.	H15. 7. 1～8. 31 まで公募 その後、市民投票を実施
大崎上島町	H15. 4. 1	H14. 9. 30	H15. 6. 23 まで公募 (町章、町の木、町の花を合わせて)
瑞穂市	H15. 5. 1	H14. 12. 19	H15. 6. 13 まで公募 選考委員にて一時審査、二次審査予定

※合併議決日は、各市町村議会最終議決日を採用

病院関係事業について（協定項目25－26）

病院関係事業について、次のとおり協議を求める。

病院、診療所については、新市に引き継ぐ。なお、夜間診療の医師体制については、合併後に委託先と協議する。
新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健・福祉との連携を強化し、調整を行う。

平成15年9月10日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-26 病院関係事業	関 係 項 目	
調整の内容	病院、診療所については、新市に引き継ぐ。なお、夜間診療の医師体制については、合併後に委託先と協議する。 新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健・福祉との連携を強化し、調整を行う。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>○国分市立土曜休日夜間診療所</p> <p>病床数：0 診療科目：内科、小児科 診療日：土曜、日曜、祝日、休日、年末年始 医師：1名 看護師：2名 事務員：1名 ※医師については、国分市内の開業医による 輪番制 看護師、事務員については雇い上げ</p> <p>【国分市立土曜休日夜間診療所運営委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数 10名以内 ・委員任期 2年 ・委員報酬 <ul style="list-style-type: none"> 委員長 1回当たり5,500円 委員 1回当たり5,100円 <p>【受診者数】</p> <p>平成14年 401人 (市内305人・市外96人)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【事業費】</p> <p>平成14年度</p> <p>歳入</p> <p>使用料 2, 6 5 7, 1 1 7 円</p> <p>一般財源 1 1, 8 5 6, 1 1 2 円 (うち交付税 4, 4 5 6, 0 0 0 円) 「基準財政需要額算入分」</p> <p>歳出 1 4, 5 1 3, 2 2 9 円</p> <p>うち</p> <p>施設改修 4, 5 7 8, 3 0 0 円</p> <p>空調改修 3, 9 5 8, 5 0 0 円</p> <p>内装、補修等 6 1 9, 8 0 0 円</p> <p>【診療所・手数料等】</p> <p>○使用料</p> <p>・健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方式に規定する医科診療報酬点数表及び老人保健法の規定による医療に要する額の算定に関する基準により算定した額。</p> <p>○手数料</p> <p>・条例規定なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-26 病院関係事業	関 係 項 目	
調整の内容	病院、診療所については、新市に引き継ぐ。なお、夜間診療の医師体制については、合併後に委託先と協議する。 新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健・福祉との連携を強化し、調整を行う。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	<p>地域住民の健康保持に必要な医療を提供する。</p> <p>【内容】 国立病院等の再編計画に基づき平成12年7月1日に国から移譲を受け公設民営型病院として開業した。 事業計画及び利用計画に基づき10年間は指定用途に供さなければならない。</p> <p>【管理運営】 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき始良郡医師会に委託。診療費については、町の収入として受け入れる。</p> <p>【委託料】 人件費については交付金として交付 その他の経費は委託料</p> <p>【診療科目】 内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リュウマチ科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、放射線科、麻酔科</p> <p>【病床数】 254床（内感染病床4床）</p>	該当なし	調整内容のとおり

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	<p>【診療日】 月曜日から土曜日</p> <p>【診療時間】 月曜日から金曜日8:30～17:00 土曜日8:30～12:30</p> <p>【救急体制】 救急患者については24時間に対応 小児救急体制 夜間診療 月曜日から土曜日（祝祭休日は除く） 20:00～23:00 日曜日18:00～22:00</p> <p>【休診日】 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日</p> <p>【隼人町立医師会医療センター管理運営委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数 町議会議員2名以内、住民代表2名以内、医師会代表5名以内、院長、町の職員5名以内 ・委員任期 2年 ・委員報酬 4,600円 <p>【事業費】 平成13年度</p> <p>収益的収入 2,587,342千円 収益的支出 2,424,261千円 資本的収入 1,158,670千円 資本的支出 1,175,228千円</p>	該当なし	調整内容のとおり

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	<p>【使用料・手数料等】</p> <p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方式に規定する医科診療報酬点数表及び老人保健法の規定による医療に要する額の算定に関する基準により算定した額。 <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 別添、別紙のとおり <p>他は別添のとおり</p>	該当なし	調整内容のとおり

先 進 事 例

下五島一市五町合併協議会

病院（診療所）事業の取扱いに関すること

- （１）長崎県離島医療圏組合については、合併前日に脱会し、新市において加入する。
- （２）診療所については、新市に引き継ぐ。
- （３）医師住宅については、新市に引き継ぐ。なお、家賃については、合併までに調整する。
- （４）診療所運営協議会については、合併までに調整する。
- （５）診療所使用料・手数料等については、合併後に調整する。ただし、平成１６年度については、それぞれ旧市町の例による。

北松浦一市五町合併協議会

病院（診療所）事業の取扱い

- 病院、診療所の直営については、新市に引継ぐ。公設民営と委託については、合併までに委託先と協議を行い新市に引継ぐ。
- 医師住宅については、現行のとおり新市に引継ぐ。
- 病院（診療所）運営協議会については、合併までに調整する。
- 病院（診療所）使用料・手数料については、合併後に調整する。ただし、平成１６年度については、それぞれ旧市町の例による

西彼北部地域合併協議会

病院（診療所）事業の取扱いに関すること

- 大島町立病院、崎戸町平島診療所・江島診療所、大瀬戸町雪浦診療所・松島診療所については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 病院運営委員会については、新市において新たに設置する。
- 手数料等は、合併時に統一できるよう調整する。
- 医療サービスの向上を図ることを目的として、新市において医療検討委員会等を設置する。

隼人町立医師会医療センター概況

隼人町地域医療対策課

隼人町立医師会医療センター概況

1 沿革

国立病院等の再編成に伴う特別措置法に関する法律に基づき、平成12年7月1日国立療養所霧島病院の移譲を受けて公設民営型病院として開院した。

2 国からの譲渡金額

土地、建物等	751,323,350円
物品	33,927,964円
計	785,251,314円

3 譲渡の条件

事業計画及び利用計画に基づき10年間は指定用途に供さなければならない。

4 施設及び組織概要

名 称	隼人町立医師会医療センター
所 在 地	鹿児島県始良郡隼人町松永3220番地 外
敷地面積	87,657.89㎡
延床面積	16,326㎡
開 設 者	鹿児島県始良郡隼人町
管理運営者	鹿児島県始良郡医師会

※ 土地、建物、医療機器等は隼人町で購入し公有財産として管理するが、病院の管理運営は始良郡医師会が町との委託契約に基づき行っている。

5 委託契約

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき始良郡医師会に委託。診療費等の収入は町の収入として受け入れる。

委託料は人件費については、交付金として支払、その他の経費については委託料として支出する。

6 病床数

区 分	認可病数(床)
一般病床	250
感染症病床	4
計	254

7 診療科目

内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科の12科目の許可を受けているが、脳神経外科、麻酔科については医療体制が整い次第本格始動させる。

8 診療日

月曜日から土曜日

9 休診日

日曜日, 祝日, 12月29日から翌年1月3日まで

10 診療時間

月曜日から金曜日8時30分から17時

土曜日8時30分から12時30分

11 救急体制

救急患者については24時間体制で対応

小児救急体制

夜間診療 20時から23時 月曜日から土曜日(祝祭休日は除く)

18時から22時 日曜日

12 患者数【平成14年度】

(人)

区 分	年延患者数	診療日数(日)	1日当り平均患者数
入 院	67,487	365	184.9
外 来	73,401	294	249.6

13 医療センターの職員数

(平成15.6.1現在)

区 分	常勤(人)	非常勤(人)	計(人)
医 師	23	8	31
看 護 職	134	16	150
薬 剤 師	5		5
放射線技師	7		7
臨床検査技師	3		3
理学療法士	4		4
作業療法士	3		3
管理栄養士	2		2
事 務 職	35		35
看護助手	14	5	19
そ の 他	1	13	14
計	231	42	273

14 病棟

病棟名	病床数(床)	病棟の状況
東1病棟	50	整形・内科・リハ他
西1病棟	50	内科・消化器・リハ
東2病棟	48	外科・内科他
西2病棟	50	消化器・内科他
東3病棟	52	循環器・内科他
計	250	

15 医療機関の指定状況

病院群輪番制病院

救急告示指定医療機関

特定疾患指定医療機関

小児慢性特定疾患治療研究事業

開放型病院

へき地医療支援機構

へき地医療拠点病院

感染症予防法指定機関,

16 病院の付属施設

院内保育所(平成15年度建替予定)

医師等職員宿舎 RC3階建2棟(平成13年度建築)

17 企業債

14年度末未償還残高 2,087,344,029円

15年度借入予定額 512,500,000円

15年度償還予定額 100,253,000円

18 病院事業独自の財産

有形固定資産 (14年度末)

資産の種類 未償却残高(円)

土地 1,490,790,000

立木 6,700,000

建物 1,685,173,408

構築物 38,576,913

器械備品 503,284,790

車両 1,327,450

建設仮勘定 10,190,000

合計 3,736,042,561

19 病院決算状況(平成13年度)

病院事業会計

収益的収入	2, 587, 342千円
収益的支出	2, 424, 261千円
資本的収入	1, 158, 670千円
資本的支出	1, 175, 228千円

20 行政財産使用料

病院内食堂, 売店等の施設使用料が14年度で550千円ある

21 各種会議

町条例に基づく会議

【名 称】 隼人町立医師会医療センター管理運営委員会

【構成員】 町議会議員2名以内, 住民代表2名以内, 医師会代表5名以内, 院長, 町の職員5名以内

【開 催】 年2回以上

【委員報酬】 4, 600円

22 別紙資料

企業債明細書

交付手数料一覧

公設民営化方式の運営と管理委託契約に基づく病院事業会計のシステム資料